別表第十三貸借対照表記載要領12中「「流動資産」」を「流動資産」に、「「流動負債」」を「流動負債」に、「「固定資産」」を「固定資産」に、「「固定負債」」を「固定負債」に改め、同表貸借対照表中記載要領12を記載要領13とし、記載要領11を記載要領12とし、同表貸借対照表記載要領10中「記載要領９」を「記載要領10」に改め、同表貸借対照表中記載要領10を記載要領11とし、同表貸借対照表記載要領９中「「流動資産」又は「無形固定資産」」を「流動資産又は無形固定資産」に改め、同表貸借対照表中記載要領９を記載要領10とし、同表貸借対照表記載要領８中「記載要領６及び７」を「記載要領６及び８」に改め、同表貸借対照表中記載要領８を記載要領９とし、同表貸借対照表記載要領７中「「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」」を「流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産」に改め、同表貸借対照表中記載要領７を記載要領８とし、記載要領６の次に次のように加える。

７　流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の１を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。

投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。

別表第十三貸借対照表記載要領に次のように加える。

21　「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

別表第十三損益計算書中「受取利息配当金」を「受取利息及び配当金」に改め、記載要領３に次のただし書を加える。

ただし、会社法第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

別表第十三損益計算書記載要領５中「「兼業事業」」を「兼業事業」に改め、同表損益計算書記載要領６中「「販売費及び一般管理費」」を「販売費及び一般管理費」に改め、同表損益計算書記載要領７中「「営業外収益」」を「営業外収益」に、「「営業外費用」」を「営業外費用」に改め、同表損益計算書記載要領８から同表損益計算書記載要領10までの規定中「「特別利益」」を「特別利益」に改め、同表損益計算書記載要領11中「「特別損失」」を「特別損失」に改め、同表損益計算書記載要領13中「差異」を「差額」に改める。

別別表第十三完成測量原価報告書記載要領１中「「経費」」を「経費」に改める。

別表第十三株主資本等変動計算書記載要領３に次のただし書を加える。

ただし、会社法第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

別表第十三注記表注１中「抱かせる」を「生じさせるような」に改め、同表注記表注３に次のように加える。

⑹　測量損失引当金に対応する未成測量支出金の金額

別表第十三注記表注４⑴中「測量進行基準」を「工事進行基準」に改め、同注⑵中「「売上高」」を「売上高」に改め、同注⑶中「「売上原価」」を「売上原価」に改め、同注⑷を同注⑸とし、同注⑶の次に次のように加える。

⑷　売上原価のうち測量損失引当金繰入額

別表第十三注記表注４に次のように加える。

⑹　研究開発費の総額

別表第十三注記表中注12を注14とし、注８から注11までを１ずつ繰り下げ、注７の次に次のように加える。

８　金融商品関係

⑴　金融商品の状況

⑵　金融商品の時価等

９　賃貸等不動産関係

⑴　賃貸等不動産の状況

⑵　賃貸等不動産の時価

別表第十三注記表記載要領１の表中「抱かせる」を「生じさせるような」に、

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 取引 | ○ | ○ | × | × |
| | ○ | ○ | × | × |
| | ○ | ○ | × | × |
| 用の有無 | ○ | × | × | × |
| | ○ | ○ | ○ | ○ |

を

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 8　金融商品関係 | ○ | ○ | × | × |
| 9　賃貸等不動産関係 | ○ | ○ | × | × |
| 10　関連当事者との取引 | ○ | ○ | × | × |
| 11　一株当たり情報 | ○ | ○ | × | × |
| 12　重要な後発事象 | ○ | ○ | × | × |
| 13　連結配当規制適用の有無 | ○ | × | × | × |
| 14　その他 | ○ | ○ | ○ | ○ |

に、

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 8　関連当事者との | | | | |
| 9　一株当たり情報 | | | | |
| 10　重要な後発事象 | | | | |
| 11　連結配当規制適 | | | | |
| 12　その他 | | | | |

を

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 8　金融商品関係 | ○ | ○ | × | × |
| 9　賃貸等不動産関係 | ○ | ○ | × | × |
| 10　関連当事者との取引 | ○ | ○ | × | × |
| 11　一株当たり情報 | ○ | ○ | × | × |
| 12　重要な後発事象 | ○ | ○ | × | × |
| 13　連結配当規制適用の有無 | ○ | × | × | × |
| 14　その他 | ○ | ○ | ○ | ○ |

に改め、同表注記表記載要領３を次のように改める。

３　記載すべき金額は、注11を除き千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

別表第十三注記表記載要領６注１を次のように改める。

注１　事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載すること。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

別表第十三注記表記載要領６注２⑸の前に次のように加える。

⑷　完成測量高及び完成測量原価の認識基準、決算日における測量進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載すること。